

第75号議案

令和2年3月19日
任用給与課

東京都人事委員会規則等の一部改正等について (給与関係・勤務時間関係・任用関係)

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則の一部改正については別添1のとおり一部改正し、施行する。

下記Ⅱの東京都規則等の一部改正については、申請(別添2)のとおり承認し、下記Ⅲの人事委員会承認事項等の一部改正等については、申請及び協議(別添3)のとおり、承認及び同意する。

記

Ⅰ 東京都人事委員会規則の一部改正(別添1)

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

Ⅱ 東京都規則等の一部改正(別添2)

- 1 給料の特別調整額に関する規程の一部改正(知事)
- 2 会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
- 3 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 4 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 5 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 6 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 7 管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則
- 8 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 9 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 10 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

11 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

Ⅲ 人事委員会承認事項等の一部改正等（別添3）

- 1 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事）
- 2 保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて
- 3 東京都職員共済組合の議員選挙の実施に伴う職員の職務専念義務の免除及び給与減額免除の取扱いについて＜廃止＞（教育委員会）
- 4 人間ドックの受診に係る職員の職務専念義務の免除及び給与減額の免除について（教育委員会）【協議・申請】
- 5 会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について（知事外6任命権者）
- 6 会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について（教育委員会）【協議・申請】
- 7 時間講師及び日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について（教育委員会）【協議・申請】

I 東京都人事委員会規則の一部改正

1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
行政職給料表(一) 5級昇格時職務区 分別号給表 別表第8イ	【組織改正に伴う規定整備】 デジタルサービス局の新設に伴い、東京都戦略政策情報推進本部に係る職を削除し、職務区分2を適用する職に「政策企画局特区推進担当部長」を追加
施 行 期 日 附則	令和3年4月1日

II 東京都規則等の一部改正

1 給料の特別調整額に関する規程の一部改正

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
別 表 第 1	【組織改正に伴う規定整備】 デジタルサービス局の新設に伴い、東京都戦略政策情報推進本部に係る職を削除
施 行 期 日 附則	令和3年4月1日

2 会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
定 義 第2条第2号	【組織改正に伴う規定整備】 デジタルサービス局の新設に伴い、「戦略政策情報推進本部長」を削除
施 行 期 日 附則	令和3年4月1日

3 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容							
<p>防疫等業務手当に関する措置</p> <p>本体附則第2項</p> <p>第1号</p> <p>第2号</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特例】</p> <p>支給額の引上げ</p> <table border="1" data-bbox="483 454 1453 1108"> <thead> <tr> <th data-bbox="483 454 1166 528">支給範囲</th> <th data-bbox="1166 454 1453 528">手当額 (日額又は一勤務)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="483 528 1166 797"> <p><対象> 医療従事者（福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師その他総務局長が指定する職員）</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の患者の治療、看護その他の業務又は病原体等に接触する業務</p> </td> <td data-bbox="1166 528 1453 797"> <p>3,000円 ↓ 5,000円</p> <p>(本則：340円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 797 1166 1108"> <p><対象> 上記以外の職員</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務で総務局長が指定するもの (例：一時宿泊療養施設等の運営)</p> </td> <td data-bbox="1166 797 1453 1108"> <p>2,000円 ↓ 3,000円</p> <p>(本則：支給なし)</p> </td> </tr> </tbody> </table>		支給範囲	手当額 (日額又は一勤務)	<p><対象> 医療従事者（福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師その他総務局長が指定する職員）</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の患者の治療、看護その他の業務又は病原体等に接触する業務</p>	<p>3,000円 ↓ 5,000円</p> <p>(本則：340円)</p>	<p><対象> 上記以外の職員</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務で総務局長が指定するもの (例：一時宿泊療養施設等の運営)</p>	<p>2,000円 ↓ 3,000円</p> <p>(本則：支給なし)</p>
支給範囲	手当額 (日額又は一勤務)							
<p><対象> 医療従事者（福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師その他総務局長が指定する職員）</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の患者の治療、看護その他の業務又は病原体等に接触する業務</p>	<p>3,000円 ↓ 5,000円</p> <p>(本則：340円)</p>							
<p><対象> 上記以外の職員</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務で総務局長が指定するもの (例：一時宿泊療養施設等の運営)</p>	<p>2,000円 ↓ 3,000円</p> <p>(本則：支給なし)</p>							
<p>施行期日等</p> <p>附則第1項</p>	<p>公布の日（令和3年3月31日予定）</p> <p>ただし、本体附則第2項は、令和3年1月8日から適用</p>							
<p>経過措置等</p> <p>附則第2項</p> <p>附則第3項</p> <p>附則第4項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用日前に従事した業務について適用日以後に支給する場合 →従前の例による。 ○ 二暦日にわたる勤務にあっては、適用日以後に始まる勤務から適用し、適用日前から始まる勤務については、なお従前の例による。 ○ 本体附則第2項の適用を受ける職員の改正前の規則同項の規定により支給された防疫等業務手当は、改正後の規則同項の規定による手当の内払とみなす。 							

4 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

爆発物等処理手当の特例に係る支給額の引上げ及び組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容														
捜査等業務手当 別表 1(1)イ	【組織改正に伴う規定整備】 外事第二課の分割による外事第三課の改称に伴い、支給範囲に「外事第四課」を追加														
爆発物等処理手当に関する特例 本体附則第5項 第1号 第2号	【新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特例】 支給額の引上げ <table border="1" data-bbox="507 633 1453 1211" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #ADD8E6;">支給範囲</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">手当額 (日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">①</td> <td>ア 新型コロナウイルス感染症の感染者等（疑いのある者を含む。）に接触して行う業務に従事した職員</td> <td style="text-align: center;">3,000 円 ↓</td> </tr> <tr> <td>イ 新型コロナウイルス感染症の感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他準ずるものとして警視総監が指定するものに従事した職員</td> <td style="text-align: center;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">②</td> <td>ア 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対して行う業務のうち警視総監が指定するものに従事した職員</td> <td style="text-align: center;">2,000 円 ↓</td> </tr> <tr> <td>イ 新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるものとして警視総監が指定するものに接触する業務に従事した職員</td> <td style="text-align: center;">3,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		支給範囲		手当額 (日額)	①	ア 新型コロナウイルス感染症の感染者等（疑いのある者を含む。）に接触して行う業務に従事した職員	3,000 円 ↓	イ 新型コロナウイルス感染症の感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他準ずるものとして警視総監が指定するものに従事した職員	5,000 円	②	ア 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対して行う業務のうち警視総監が指定するものに従事した職員	2,000 円 ↓	イ 新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるものとして警視総監が指定するものに接触する業務に従事した職員	3,000 円
支給範囲		手当額 (日額)													
①	ア 新型コロナウイルス感染症の感染者等（疑いのある者を含む。）に接触して行う業務に従事した職員	3,000 円 ↓													
	イ 新型コロナウイルス感染症の感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他準ずるものとして警視総監が指定するものに従事した職員	5,000 円													
②	ア 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対して行う業務のうち警視総監が指定するものに従事した職員	2,000 円 ↓													
	イ 新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるものとして警視総監が指定するものに接触する業務に従事した職員	3,000 円													
特例適用の期限 本体附則第6項	【文言整備】 「東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和2年東京都条例第62号）による改正後の」→削除														
施行期日等 附則第1項 附則第2項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本体附則第5項及び第6項並びに附則第2項から第4項までは公布の日（令和3年3月31日予定） <li style="padding-left: 20px;">ただし、本体附則第5項は令和3年1月8日から適用 ○ 別表の改正規定は令和3年4月1日 														
経過措置等 附則第3項 附則第4項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用日前に従事した業務について適用日以後に支給する場合 → 従前の例による。 ○ 本体附則第5項の適用を受ける職員の改正前の規則同項の規定により支給された爆発物等処理手当は、改正後の規則同項の規定による手当の内払とみなす。 														

5 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

出勤手当の特例に係る手当額の引上げに伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容										
出勤手当に関する特例 本体附則第5項 第1号 第2号	【新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特例】 支給額の引上げ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">支給範囲</th> <th>手当額 (日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>新型コロナウイルス感染症の患者又は疑いのある者に接触して行う消防活動に従事した職員</td> <td>3,000円 ↓ 5,000円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td> ア ①に関連する業務として消防総監が指定するものに従事した職員 イ 新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるものとして消防総監が指定するものに接触する業務に従事した職員 </td> <td>2,000円 ↓ 3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		支給範囲		手当額 (日額)	①	新型コロナウイルス感染症の患者又は疑いのある者に接触して行う消防活動に従事した職員	3,000円 ↓ 5,000円	②	ア ①に関連する業務として消防総監が指定するものに従事した職員 イ 新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるものとして消防総監が指定するものに接触する業務に従事した職員	2,000円 ↓ 3,000円
支給範囲		手当額 (日額)									
①	新型コロナウイルス感染症の患者又は疑いのある者に接触して行う消防活動に従事した職員	3,000円 ↓ 5,000円									
②	ア ①に関連する業務として消防総監が指定するものに従事した職員 イ 新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるものとして消防総監が指定するものに接触する業務に従事した職員	2,000円 ↓ 3,000円									
特例適用の期限 本体附則第6項	【文言整備】 「東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和2年東京都条例第62号）による改正後の」→削除										
施行期日等 附則第1項	公布の日（令和3年3月31日予定） ただし、本体附則第5項は、令和3年1月8日から適用										
経過措置 附則第2項 附則第3項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用日前に従事した業務について適用日以後に支給する場合 → 従前の例による。 ○ 本体附則第5項の適用を受ける職員の改正前の規則同項の規定により支給された出勤手当は、改正後の規則同項の規定による手当の内払とみなす。 										

6 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬等について、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容	
報酬の減額免除等 第15条第2項第2号 第3号 （新設）	【第一種報酬の減額免除】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 報酬からの減額が免除される休暇に以下のものを追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健健診休暇 ・ 妊婦通勤時間 	

<p>第一種報酬の特例 本体附則第2項</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特例】 特殊勤務手当に相当する報酬の支給額の引上げ</p> <table border="1" data-bbox="485 235 1453 1718"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 235 1166 286">支給範囲</th> <th data-bbox="1166 235 1453 286">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 286 1166 589"> <p>第1号</p> <p><対象> 医療従事者（福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師その他任命権者が指定する職員）</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の患者の治療、看護その他の業務又は病原体等（任命権者が指定するもの）に接触する業務</p> </td> <td data-bbox="1166 286 1453 589"> <p>日額又は一勤務 3,000円 ↓ 5,000円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 589 1166 898"> <p>第2号</p> <p><対象> 上記以外の職員（教育委員会、学校、警視庁及び東京消防庁の職員を除く。）</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務で任命権者が指定するもの</p> </td> <td data-bbox="1166 589 1453 898"> <p>日額又は一勤務 2,000円 ↓ 3,000円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 898 1166 1200"> <p>第3号</p> <p><対象> 警視庁職員</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の感染者等（疑いのある者を含む。）に接触して行う業務又は感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務で任命権者が指定するもの</p> </td> <td data-bbox="1166 898 1453 1200"> <p>日額 3,000円 ↓ 5,000円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1200 1166 1489"> <p>第4号</p> <p><対象> 警視庁職員</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対して行う業務で任命権者が指定するもの又は病原体等（任命権者が指定するもの）に接触する業務（第3号に規定するものを除く。）</p> </td> <td data-bbox="1166 1200 1453 1489"> <p>日額 2,000円 ↓ 3,000円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1489 1166 1718"> <p>第5号</p> <p><対象> 東京消防庁職員</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の病原体等（任命権者が指定するもの）に接触する業務</p> </td> <td data-bbox="1166 1489 1453 1718"> <p>日額 2,000円 ↓ 3,000円</p> </td> </tr> </tbody> </table>	支給範囲	報酬額	<p>第1号</p> <p><対象> 医療従事者（福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師その他任命権者が指定する職員）</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の患者の治療、看護その他の業務又は病原体等（任命権者が指定するもの）に接触する業務</p>	<p>日額又は一勤務 3,000円 ↓ 5,000円</p>	<p>第2号</p> <p><対象> 上記以外の職員（教育委員会、学校、警視庁及び東京消防庁の職員を除く。）</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務で任命権者が指定するもの</p>	<p>日額又は一勤務 2,000円 ↓ 3,000円</p>	<p>第3号</p> <p><対象> 警視庁職員</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の感染者等（疑いのある者を含む。）に接触して行う業務又は感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務で任命権者が指定するもの</p>	<p>日額 3,000円 ↓ 5,000円</p>	<p>第4号</p> <p><対象> 警視庁職員</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対して行う業務で任命権者が指定するもの又は病原体等（任命権者が指定するもの）に接触する業務（第3号に規定するものを除く。）</p>	<p>日額 2,000円 ↓ 3,000円</p>	<p>第5号</p> <p><対象> 東京消防庁職員</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の病原体等（任命権者が指定するもの）に接触する業務</p>	<p>日額 2,000円 ↓ 3,000円</p>
支給範囲	報酬額												
<p>第1号</p> <p><対象> 医療従事者（福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師その他任命権者が指定する職員）</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の患者の治療、看護その他の業務又は病原体等（任命権者が指定するもの）に接触する業務</p>	<p>日額又は一勤務 3,000円 ↓ 5,000円</p>												
<p>第2号</p> <p><対象> 上記以外の職員（教育委員会、学校、警視庁及び東京消防庁の職員を除く。）</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務で任命権者が指定するもの</p>	<p>日額又は一勤務 2,000円 ↓ 3,000円</p>												
<p>第3号</p> <p><対象> 警視庁職員</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の感染者等（疑いのある者を含む。）に接触して行う業務又は感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務で任命権者が指定するもの</p>	<p>日額 3,000円 ↓ 5,000円</p>												
<p>第4号</p> <p><対象> 警視庁職員</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対して行う業務で任命権者が指定するもの又は病原体等（任命権者が指定するもの）に接触する業務（第3号に規定するものを除く。）</p>	<p>日額 2,000円 ↓ 3,000円</p>												
<p>第5号</p> <p><対象> 東京消防庁職員</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の病原体等（任命権者が指定するもの）に接触する業務</p>	<p>日額 2,000円 ↓ 3,000円</p>												
<p>文言整備 第15条第2項 第4号 第5号 第6号 第19条第2項第3号 本体附則第5項</p>	<p>【文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「次の各号に掲げる場合は」 → 「次に掲げる場合は」 ○ 第15条第2項第2号及び第3号新設に伴う号ずれ ○ 「第15条第2項第4号」 → 「第15条第2項第6号」 ○ 「東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和2年東京都条例第62号）による改正後の」を削除 												

施行期日等 附則第1項 第2項	令和3年4月1日 ○ ただし、本体附則第2項第1号から第5号まで及び本体附則第5項の改正規定並びに附則第2項から第5項までは公布の日（令和3年3月31日予定） ○ 本体附則第2項第1号から第5号は令和3年1月8日から適用
経過措置等 附則第3項 附則第4項 附則第5項	○ 適用日前に従事した業務について適用日以後に支給する場合 →従前の例による。 ○ 二暦日にわたる勤務にあつては、適用日以後に始まる勤務から適用し、適用日前から始まる勤務については、なお従前の例による。（警視庁職員及び東京消防庁職員を除く。） ○ 本体附則第2項の適用を受ける職員の改正前の規則同項の規定により支給された特殊勤務手当に相当する報酬は、改正後の規則同項の規定による報酬の内払とみなす。

7 管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

都立小学校の設置に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 文 目 文	内 容
別表第1	【都立小学校の設置に伴う規定整備】 「都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」 ↓ 「都立の <u>小学校</u> 、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」
施行期日 附則	公布の日（令和3年3月31日予定）

8 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都立小学校の設置に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 文 目 文	内 容
教員特殊業務手当 別表第1 手当番号13	【都立小学校の設置に伴う規定整備】 「都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」 ↓ 「都立の <u>小学校</u> 、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」
施行期日 附則	公布の日（令和3年3月31日予定）

Ⅲ 人事委員会承認事項等の一部改正等

1 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事）

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目	内 容
用語の定義 第3	【組織改正に伴う規定整備】 デジタルサービス局の新設に伴い、「戦略政策情報推進本部長」を削除
附 則	令和3年6月に支給する勤勉手当から適用する。

2 保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目	内 容												
対象となる職 別紙別表	<p>【組織改正に伴う規定整備】</p> <p>保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の区分について、引上げの対象に「福祉保健局東京感染症対策センター担当部長」を追加</p> <p>※ 公衆衛生医師については、求められる役割が高まる中で、人材の確保が困難となっていることを踏まえ、「都外施設」区分を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>初任給調整 手当区分</th> <th>島しょ 保健所</th> <th>都外 施設</th> <th>監察 医務院</th> <th>保健所・ 都立病院</th> <th>本庁・ 研究所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高 支給額</td> <td>306,900円</td> <td>268,500円</td> <td>202,000円</td> <td>175,100円</td> <td>121,900円</td> </tr> </tbody> </table>	初任給調整 手当区分	島しょ 保健所	都外 施設	監察 医務院	保健所・ 都立病院	本庁・ 研究所	最高 支給額	306,900円	268,500円	202,000円	175,100円	121,900円
初任給調整 手当区分	島しょ 保健所	都外 施設	監察 医務院	保健所・ 都立病院	本庁・ 研究所								
最高 支給額	306,900円	268,500円	202,000円	175,100円	121,900円								
適用年月日	令和3年4月1日												

3 東京都職員共済組合の議員選挙の実施に伴う職員の職務専念義務の免除及び給与減額免除の取扱いについて＜廃止＞（教育委員会）

教育委員会職員の加入する共済組合の移行に伴い、本取扱いを廃止する。

4 人間ドックの受診に係る職員の職務専念義務の免除及び給与減額の免除について（教育委員会）【協議・申請】

教育委員会職員の加入する共済組合の移行に伴い、所要の改正を行う。

項 目	内 容
事 項 項目 1	【加入する共済組合の移行に係る規定整備】 本取扱いの対象から、東京都職員共済組合が実施する人間ドック助成を利用する場合を削除 「東京都職員共済組合または公立学校共済組合東京支部が実施する人間ドック助成を利用して、人間ドックを受診する場合」 → 「公立学校共済組合東京支部が実施する人間ドック助成を利用して、人間ドックを受診する場合」
実 施 時 期	令和3年4月1日

5 会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について

（知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・警視庁・東京消防庁）

妊産婦休養の報酬の取扱いの見直しに伴い、改正を行う。

項 目	内 容								
職免承認事項における会計年度任用職員の取扱い 別表 項番 15	【妊産婦休養の報酬の取扱いの見直し】 妊産婦休養の報酬の取扱いを見直し、報酬減額を免除とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">報酬減額 (現行)</th> <th style="width: 30%;">報酬減額 (改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ア 妊娠中の休憩に関する措置に係るもの 妊娠中の職員で、医師又は助産師の指導により休養又は補食の必要があるとされた場合 </td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">免除しない</td> <td style="text-align: center;">免除する</td> </tr> <tr> <td> イ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に係るもの 妊娠中及び出産後1年を経過していない職員で、医師又は助産師の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合 </td> <td style="text-align: center;">免除する ただし、他の規定により勤務しないことを承認している時間との合計が、1日に4時間を超えない場合で、その範囲内で承認されたものに限る</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	報酬減額 (現行)	報酬減額 (改正後)	ア 妊娠中の休憩に関する措置に係るもの 妊娠中の職員で、医師又は助産師の指導により休養又は補食の必要があるとされた場合	免除しない	免除する	イ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に係るもの 妊娠中及び出産後1年を経過していない職員で、医師又は助産師の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合	免除する ただし、他の規定により勤務しないことを承認している時間との合計が、1日に4時間を超えない場合で、その範囲内で承認されたものに限る
項 目	報酬減額 (現行)	報酬減額 (改正後)							
ア 妊娠中の休憩に関する措置に係るもの 妊娠中の職員で、医師又は助産師の指導により休養又は補食の必要があるとされた場合	免除しない	免除する							
イ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に係るもの 妊娠中及び出産後1年を経過していない職員で、医師又は助産師の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合		免除する ただし、他の規定により勤務しないことを承認している時間との合計が、1日に4時間を超えない場合で、その範囲内で承認されたものに限る							
改 正 年 月 日	令和3年4月1日								

2 総人制第 946 号
令和 3 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子
(公印省略)

給料の特別調整額に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、組織改正に伴い、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）第 9 条の 2 第 3 項において準用する同条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する規程
給料の特別調整額に関する規程（昭和 32 年東京都訓令甲第 10 号）
- 2 改正の理由
組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文
別添のとおり

2 総人制第 946 号
令和 3 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子
(公印省略)

会計年度任用職員に関する規則の一部改正について(申請)

このことについて、組織改正に伴い、職員の採用・昇任等に関する一般基準(昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定)に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する規則
会計年度任用職員の任用等に関する規則(平成 27 年東京都規則第 7 号)
- 2 改正の理由
組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文
別添のとおり

令和 3 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年東京都条例第 12 号）の一部改正に伴い、下記のとおり規則を改正する必要があるため、改正後の同条例第 6 条第 2 項、第 45 条及び附則第 3 項の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 51 号）

2 改正案文

別紙のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、下記のとおり改正を行う必要があるため、警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年東京都条例第44号）第29条の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成9年東京都規則第52号）

2 改正理由

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた爆発物等処理手当の引上げ及び組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別紙のとおり

2 東消人職第 1 2 2 1 号
令和 3 年 3 月 1 7 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池百合子
(公 印 省 略)

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について
(申請)

標記の件について、下記のとおり東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則
(平成9年東京都規則第53号)を改正する必要があるので、東京消防庁職員の特殊勤務
手当に関する条例(平成9年東京都条例第47号)第21条の規定に基づき、承認方申請
します。

記

- 1 改正する規則
東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成9年東京都規則第53号)
- 2 改正案文
別紙のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、下記のとおり非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）を改正する必要があるので、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 56 号）第 2 条第 4 項、第 5 条第 4 項及び第 6 条の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）

2 改正の理由

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、第一種報酬の特例に関する規定を改めるほか、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別紙のとおり

2 教人勤第294号

令和3年3月15日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

管理職手当支給に関する規則等の改正について（申請）

このことについて、都立小学校の設置等に伴い、別紙のとおり諸規定を整備する必要があるので、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）第11条の2第2項等の規定に基づき承認方申請します。

名 称	番号	根拠規定	備考
管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第11条の 2第2項	承認申請
学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の特殊勤務手当に関する条例 第21条	承認申請
へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第15条の 2第1項及び第3項	承認申請

2 教人勤第 292 号
令和 3 年 3 月 15 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則等の一部改正について（申請）

このことについて、東京都立立川国際中等教育学校附属小学校の設置に伴い、下記のとおり規則を改正する必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 30 号）第 14 条の規定に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する規則
 - (1) 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和 49 年東京都教育委員会規則第 24 号）
 - (2) 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成 19 年東京都教育委員会規則第 60 号）

- 2 改正案文
別添のとおり

2 総人制第 952 号
令和 3 年 3 月 16 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

今回の組織改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、職員の勤勉手当に関する規則 (昭和 54 年東京都規則第 28 号) 第 3 条の 4 第 1 項及び初任給調整手当に関する規則 (昭和 38 年東京都人事委員会規則第 1 号) 第 10 条の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正対象

- (1) 成績率の運用に関する要綱の制定について (平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認) 【別紙 1】
- (2) 保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて (平成 28 年 3 月 24 日付 27 人委任第 172 号承認) 【別紙 2】

2 適用年月日

- (1) 別紙 1 について
令和 3 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。
- (2) 別紙 2 について
令和 3 年 4 月 1 日

2 教総総第 2520 号
令和 3 年 3 月 11 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

東京都職員共済組合の議員選挙の実施に伴う職員の職務専念義務の
免除及び給与減額免除の取扱いの廃止について（申請）

このことについて、下記のとおり、取扱いを廃止することとしたいので、申請し
ます。

1 廃止する同意・承認事項

東京都職員共済組合の議員選挙の実施に伴う職員の職務専念義務の免除及び給
与減額免除の取扱いについて（申請）
(昭和 49 年 10 月 31 日付 49 人委第 1119 号承認)

2 廃止理由

令和 3 年 4 月から、教育委員会職員の加入共済組合が公立学校共済組合に統一
され、東京都職員共済組合の加入対象者がいなくなるため

3 廃止年月日

令和 3 年 3 月 31 日

2 教総総第 2 5 2 1 号
令和 3 年 3 月 1 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

「人間ドックの受診に係る職員の職務専念義務の免除及び
給与減額の免除について」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」
(昭和 27 年東京都人事委員会規則第 1 号) 第 3 条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除についても、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場
合の基準」(昭和 27 年東京都人事委員会規則第 3 号) 別表第 14 号及び「学校職員の給与の減額を
免除することのできる場合の基準に関する規則」(昭和 31 年東京都教育委員会規則第 23 号)別表第
15 号に基づき、併せて申請します。

記

1 改正部分

別紙のとおり

2 改正理由

令和 3 年 4 月から、教育委員会職員の加入共済組合が公立学校共済組合に統一され、東京都職員
共済組合の加入対象者がいなくなるため

3 改正年月日

令和 3 年 4 月 1 日

2 総人第 2 1 9 5 号
令和 3 年 3 月 1 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の
免除について」の一部改正について（申請）

標記の件について、下記のとおり改正したいので、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の規定による承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分

別紙のとおり

2 改正理由

職員の妊娠・出産と仕事の両立を支援する観点から、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日

令和3年4月1日

2 議 総 第 9 1 1 号
令和 3 年 3 月 1 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
石川 良一
(公印省略)

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」の一部改正について（申請）

標記の件について、下記のとおり改正したいので、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の規定による承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分

別紙のとおり

2 改正理由

職員の妊娠・出産と仕事の両立を支援する観点から、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日

令和3年4月1日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員
茂 垣 之 雄
(公 印 省 略)

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の
免除について」の一部改正について（申請）

標記の件について、下記のとおり改正したいので、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の規定による承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分

別紙のとおり

2 改正理由

職員の妊娠・出産と仕事の両立を支援する観点から、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日

令和3年4月1日

2選総第1232号
令和3年3月11日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野正明
(公 印 省 略)

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」の一部改正について（申請）

標記の件について、下記のとおり改正したいので、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の規定による承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分

別紙のとおり

2 改正理由

職員の妊娠・出産と仕事の両立を支援する観点から、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日

令和3年4月1日

2 人 委 総 第 1075 号
令 和 3 年 3 月 11 日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 侑
(公 印 省 略)

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」の一部改正について（申請）

標記の件について、下記のとおり改正したいので、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の規定による承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分

別紙のとおり

2 改正理由

職員の妊娠・出産と仕事の両立を支援する観点から、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日

令和3年4月1日

監.警.給.支2第1337号
令和3年3月11日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
齊 藤 実

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」の一部改正について（申請）

標記の件について、下記のとおり改正したいので、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の規定による承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分

別紙のとおり

2 改正理由

職員の妊娠・出産と仕事の両立を支援する観点から、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日

令和3年4月1日

2 人 人 第 2 1 2 9 号
令和 3 年 3 月 1 1 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 安藤 俊雄
(公 印 省 略)

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の
免除について」の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の規定による承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分

別紙のとおり

2 改正理由

職員の妊娠・出産と仕事の両立を支援する観点から、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日

令和3年4月1日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の
免除について」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、報酬の減額の免除について、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の規定による承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分

別紙のとおり

2 改正理由

職員の妊娠・出産と仕事の両立を支援する観点等から、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日

令和3年4月1日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

「時間講師及び日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬
の減額免除について」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 2 7 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、意見を求めます。

また、報酬の減額の免除について、都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和 4 9 年東京都教育委員会規則第 2 4 号）第 2 3 条の 3 第 1 項及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成 1 9 年東京都教育委員会規則第 6 0 号）第 2 9 条第 1 項に規定する学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（昭和 3 1 年東京都教育委員会規則第 2 3 号）別表第 1 5 号の承認を得たく、下記のとおり申請します。

記

1 改正部分

別紙のとおり

2 改正理由

職員の妊娠・出産と仕事の両立を支援する観点等から、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日

令和 3 年 4 月 1 日

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
 令和三年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
 初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）
 の一部を次のように改正する。

別表第八イの部一の項中

東京都都民安全推進本部	総合推進部長	を
東京都戦略政策情報推進本部	戦略事業部長	を
東京都都民安全推進本部	総合推進部長	に
「 改め、同部二の項中		を
		部の部長（職務区分一に規定す

<p>本庁</p>	<p>るものを除く。)、主席監察員、政策企画局秘書担当部長及び総務局労務担当部長オリンピック・パラリンピック準備局局務担当部長のうち、派遣条例第2条の規定に基づき派遣をされており、かつ、極めて困難な業務を所掌するものについて、別に定めるもの</p>
<p>東京都民安全推進本部</p>	
<p>東京都戦略政策情報推進本部</p>	
<p>東京都住宅政策本部</p>	
<p>東京都病院経営本部（都立病院を除く。）</p>	
<p>東京都中央卸売市場</p>	<p>部の部長（職務区分一に規定するものを除く。）及び東京都戦略政策情報推進本部特区推進担当部長</p>

東京都職員共済組合事務局

<p>本庁</p>	<p>部の部長（職務区分一に規定するものを除く。）、主席監察員、政策企画局秘書担当部長、政策企画局特区推進担当部長及び総務局労務担当部長オリンピック・パラリンピック準備局局務担当部長のうち、派遣条例第2条の規定に基づく派遣をされており、かつ、極めて困難な業務を所掌するものについて、別に定めるもの</p>
<p>東京都都民安全推進本部</p>	
<p>東京都住宅政策本部</p>	

東京都都民安全推進本部	
東京都住宅政策本部	
東京都病院経営本部（都立病院を除く。）	担当部長（職務区分四に規定するもの及び別に定めるものを除く。）
東京都中央卸売市場	
東京都職員共済組合事務局	
東京都教育庁	

改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規則等改正案文一覧

～ 目 次 ～

II 東京都規則等の一部改正

- 1 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）（2頁）
- 2 会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（4頁）
- 3 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（5頁）
- 4 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（7頁）
- 5 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（9頁）
- 6 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（11頁）
- 7 管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則（14頁）
- 8 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（16頁）
- 9 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（18頁）
- 10 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（20頁）
- 11 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（22頁）

●東京都訓令第 号

庁 中 一 般

支 庁

事 業 所

収 用 委 員 会 事 務 局

労 働 委 員 会 事 務 局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

令和三年 月 日

東京都知事 小 池 百合子

別表第一本庁行政機関及び地方行政機関の項中「、戦略政策情報推進本部」を削り、

「都民安全推進本部の課長（総務課長を除く。）

を

戦略政策情報推進本部の課長（総務課長を除く。）」

「都民安全推進本部の課長（総務課長を除く。）」に、

「都民安全推進本部の担当課長
戦略政策情報推進本部の担当課長」
を「都民安全推進本部の担当課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）の一部を
次のように改正する。

第二条第二号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都職員の特務勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都職員の特務勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）
の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和二年東京都条例第六十二号」を「令和三年東京都条例●●号」に
改め、同項第一号中「三千元」を「五千元」に改め、同項第二号中「二千元」を「三千
円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都職員の特務勤務
手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）附則第二項の規定は、
令和三年一月八日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 適用日前にこの規則による改正前の東京都職員の特務勤務手当に関する条例施行規
則（以下「改正前の規則」という。）に規定する業務に従事したことにより支給する
こととなった特務勤務手当で、適用日以後に支給するものについては、なお従前の例
による。

(二暦日にわたる勤務の取扱い)

3 改正後の規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、適用日以後に始まる勤務から適用し、適用日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

(防疫等業務手当の内払)

4 改正前の規則附則第二項の規定により読み替えて適用される改正前の規則の規定により防疫等業務手当を支給された職員で、改正後の規則附則第二項の規定により読み替えて適用される改正後の規則の規定による防疫等業務手当の支給を受けることとなるものについては、改正前の規則附則第二項の規定により読み替えて適用される改正前の規則の規定により支給された防疫等業務手当は、改正後の規則附則第二項の規定により読み替えて適用される改正後の規則の規定による防疫等業務手当の内払とみなす。

警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）
の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「三千円」を「五千円」に改め、同項第二号中「二千円」を「三千円」に改める。

附則第六項中「東京都職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第六十二号）による改正後の」を削る。

別表1の部(1)の項イ中「外事第三課」の下に「、外事第四課」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第五項第一号及び第二号並びに附則第六項の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

2 前項ただし書に掲げる改正規定による改正後の警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）附則第五項の規定は、令和三年一月八日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

3 適用日前に附則第一項ただし書に掲げる改正規定による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、適用日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(爆発物等処理手当の内払)

4 改正前の規則附則第五項の規定により爆発物等処理手当を支給された職員で、改正後の規則附則第五項の規定により爆発物等処理手当の支給を受けることとなるものについては、改正前の規則附則第五項の規定により支給された爆発物等処理手当は、改正後の規則附則第五項の規定による爆発物等処理手当の内払とみなす。

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「三千円」を「五千円」に改め、同項第二号中「二千円」を「三千円」に改める。

附則第六項中「東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第六十二号）による改正後の」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）附則第五項の規定は、令和三年一月八日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 適用日前にこの規則による改正前の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、適用日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

改正前の規則附則第五項の規定により出動手当を支給された職員で、改正後の規則附則第五項の規定により出動手当の支給を受けることとなるものについては、改正前の規則附則第五項の規定により支給された出動手当は、改正後の規則附則第五項の規定による出動手当の内払とみなす。

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「の各号」を削り、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により母子保健健診休暇を承認されている場合

三 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により妊婦通勤時間を承認されている場合

第十九条第二項第三号中「第十五条第二項第四号」を「第十五条第二項第六号」に改める。

附則第二項第一号中「三千元」を「五千元」に改め、同項第二号中「二千元」を「三千元」に改め、同項第三号中「三千元」を「五千元」に改め、同項第四号及び第五号中「二千元」を「三千元」に改める。

附則第五項中「東京都職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和

二年東京都条例第六十二号)による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第二項第一号から第五号まで及び附則第五項の改正規定並びに次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

2 前項ただし書に掲げる改正規定による改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)附則第二項第一号から第五号までの規定は、令和三年一月八日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

3 適用日前に附則第一項ただし書に掲げる改正規定による改正前の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)附則第二項各号に規定する業務に従事したことにより支給することとなった給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬で、適用日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(二暦日にわたる勤務の取扱い)

4 改正後の規則附則第二項第一号及び第二号の規定は、二暦日にわたる勤務にあっては、適用日以後に始まる勤務から適用し、適用日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

（給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の内払）

5 改正前の規則附則第二項の規定により給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬を支給された職員で、改正後の規則附則第二項の規定により給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬を受けることとなるものについては、改正前の規則附則第二項の規定により支給された給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬は、改正後の規則附則第二項の規定による給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の内払とみなす。

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当支給に関する規則（昭和三十三年東京都教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「都立の」の下に「小学校」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十
二号）の一部を次のように改正する。

別表第一 13 の部 (1) の項中「都立の」の下に「小学校、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第〇号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「都立の」の下に「小学校、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第〇号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「都立の」の下に「小学校、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一 三級地の部新島村立新島中学校の項中「新島村本村四丁目七番一号」を「新島村本村四丁目十番十二号」に改め、同部中

「都立八丈高等学校 八丈町大賀郷三千二十番地」を

「都立八丈高等学校 八丈町大賀郷三千二十番地」に改め、

都立青島特別支援学校八丈分教室 八丈町大賀郷三千二十番地

同表四級地の部利島村立利島小学校の項及び利島村立利島中学校の項中「利島村十三番地」を「利島村八十七番地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一 三級地の部の改正規定（新島村立新島中学校の項の改正規定を除く。）は、令和三年四月一日から施行する。

承認事項等案文一覧

～ 目 次 ～

Ⅲ 人事委員会承認事項等の一部改正等

- 1 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事）（2頁）
- 2 保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて（3頁）
- 3 東京都職員共済組合の議員選挙の実施に伴う職員の職務専念義務の免除及び給与減額免除の取扱いについて<廃止>（教育委員会）（4頁）
- 4 人間ドックの受診に係る職員の職務専念義務の免除及び給与減額の免除について（教育委員会）【協議・申請】（5頁）
- 5 会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について（知事外6任命権者）（6頁）
- 6 会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について（教育委員会）【協議・申請】（13頁）
- 7 時間講師及び日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について（教育委員会）【協議・申請】（17頁）

「成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2（現行のとおり）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3（現行のとおり）</p> <p>（1）から(10)まで（現行のとおり）</p> <p>(11) 局長 組織規程第9条第1項に規定する局長並びに都民安全推進本部長、住宅政策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。</p> <p>(12)（現行のとおり）</p> <p>第4から第22まで（現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和3年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u></p>	<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3（略）</p> <p>(1)から(10)まで（略）</p> <p>(11) 局長 組織規程第9条第1項に規定する局長並びに都民安全推進本部長、<u>戦略政策情報推進本部長</u>、住宅政策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。</p> <p>(12)（略）</p> <p>第4から第22まで（略）</p>

「保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて」（平成28年3月24日付27人委任第172号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行												
<p>1 申請内容 (現行のとおり)</p> <p>2 適用年月日 令和3年4月1日</p> <p>3 申請理由 (現行のとおり)</p> <p>別紙 別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象となる職</th> <th style="text-align: center;">適用する職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 福祉保健局医療改革推進担当部長、福祉保健局感染症危機管理担当部長、福祉保健局新型コロナウイルス感染症対策担当部長、<u>福祉保健局東京感染症対策センター</u>担当部長、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</td> <td>人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)</td> </tr> <tr> <td>(2) から (8) まで (現行のとおり)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象となる職	適用する職	(1) 福祉保健局医療改革推進担当部長、福祉保健局感染症危機管理担当部長、福祉保健局新型コロナウイルス感染症対策担当部長、 <u>福祉保健局東京感染症対策センター</u> 担当部長、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職	人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)	(2) から (8) まで (現行のとおり)		<p>1 申請内容 (略)</p> <p>2 適用年月日 <u>令和2年7月13日</u></p> <p>3 申請理由 (略)</p> <p>別紙 別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象となる職</th> <th style="text-align: center;">適用する職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 福祉保健局医療改革推進担当部長、福祉保健局感染症危機管理担当部長、福祉保健局新型コロナウイルス感染症対策担当部長、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</td> <td>人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)</td> </tr> <tr> <td>(2) から (8) まで (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象となる職	適用する職	(1) 福祉保健局医療改革推進担当部長、福祉保健局感染症危機管理担当部長、福祉保健局新型コロナウイルス感染症対策担当部長、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職	人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)	(2) から (8) まで (略)	
対象となる職	適用する職												
(1) 福祉保健局医療改革推進担当部長、福祉保健局感染症危機管理担当部長、福祉保健局新型コロナウイルス感染症対策担当部長、 <u>福祉保健局東京感染症対策センター</u> 担当部長、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職	人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)												
(2) から (8) まで (現行のとおり)													
対象となる職	適用する職												
(1) 福祉保健局医療改革推進担当部長、福祉保健局感染症危機管理担当部長、福祉保健局新型コロナウイルス感染症対策担当部長、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職	人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)												
(2) から (8) まで (略)													

教育委員会
2 教総総第 2520 号
令和 3 年 3 月 11 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

東京都職員共済組合の議員選挙の実施に伴う職員の職務専念義務の
免除及び給与減額免除の取扱いの廃止について（申請）

このことについて、下記のとおり、取扱いを廃止することとしたいので、申請し
ます。

1 廃止する同意・承認事項

東京都職員共済組合の議員選挙の実施に伴う職員の職務専念義務の免除及び給
与減額免除の取扱いについて（申請）

(昭和 49 年 10 月 31 日付 49 人委第 1119 号承認)

2 廃止理由

令和 3 年 4 月から、教育委員会職員の加入共済組合が公立学校共済組合に統一
され、東京都職員共済組合の加入対象者がいなくなるため

3 廃止年月日

令和 3 年 3 月 31 日

「人間ドックの受診に係る職員の職務専念義務の免除及び給与減額の免除について」（平成8年3月29日付7人委任第226号同意・承認）の一部を、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>人間ドックの受診に係る職員の職務専念義務の免除及び給与減額の免除について</p> <p>1 事項 職員が、正規の勤務時間が割り振られている日（休日又は代休日を除く。）に、公立学校共済組合東京支部が実施する人間ドック助成を利用して、人間ドックを受診する場合</p> <p>2 及び 3 （現行のとおり）</p> <p>4 実施時期 <u>令和3年4月1日</u></p>	<p>人間ドックの受診に係る職員の職務専念義務の免除及び給与減額の免除について</p> <p>1 事項 職員が、正規の勤務時間が割り振られている日（休日又は代休日を除く。）に、<u>東京都職員共済組合</u>または公立学校共済組合東京支部が実施する人間ドック助成を利用して、人間ドックを受診する場合</p> <p>2 及び 3 （略）</p> <p>4 実施時期 <u>平成26年4月1日</u></p>

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和3年4月1日					5 改正年月日 令和2年4月1日				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額
1 から 14まで	(現行のとおり)				1 から 14まで	(略)			
15	9人委任 第224号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について			15	9人委任 第224号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について	<u>免除する</u>	<u>免除しない</u>
		ア 妊娠中の休憩に関する措置に係るもの 妊娠中の職員で、医師又は助産師の指導により休養又は補食の必要があるとされた場合	<u>免除する</u>	<u>免除する</u>			16から 18まで	(略)	
16から 18まで		イ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に係るもの 妊娠中及び出産後1年を経過していない職員で、医師又は助産師の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合	<u>免除する</u>	<u>免除する</u> ただし、他の規定により勤務しないことを承認している時間との合計が、1日に4時間を超えない場合で、その範囲内で承認されたものに限る					
		(現行のとおり)							

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和3年4月1日					5 改正年月日 令和2年4月1日				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額
1 から 10まで	(現行のとおり)				1 から 10まで	(略)			
11	9人委任 第224号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について			11	9人委任 第224号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について	<u>免除する</u>	<u>免除しない</u>
		ア 妊娠中の休憩に関する措置に係るもの 妊娠中の職員で、医師又は助産師の指導により休養又は補食の必要があるとされた場合	<u>免除する</u>	<u>免除する</u>					
		イ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に係るもの 妊娠中及び出産後1年を経過していない職員で、医師又は助産師の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合	<u>免除する</u>	<u>免除する</u> ただし、他の規定により勤務しないことを承認している時間との合計が、1日に4時間を超えない場合で、その範囲内で承認されたものに限る	12から 14まで	(略)			
12から 14まで	(現行のとおり)								

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和3年4月1日					5 改正年月日 令和2年4月1日				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額
1 から 9 まで	(現行のとおり)				1 から 9 まで	(略)			
10	9 人委任 第 224 号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について			10	9 人委任 第 224 号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について	<u>免除する</u>	<u>免除しない</u>
		ア 妊娠中の休憩に関する措置に係るもの 妊娠中の職員で、医師又は助産師の指導により休養又は補食の必要があるとされた場合	<u>免除する</u>	<u>免除する</u>			11から 13まで	(略)	
		イ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に係るもの 妊娠中及び出産後1年を経過していない職員で、医師又は助産師の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合	<u>免除する</u>	<u>免除する</u> ただし、他の規定により勤務しないことを承認している時間との合計が、1日に4時間を超えない場合で、その範囲内で承認されたものに限る					
11から 13まで	(現行のとおり)								

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改正案					現行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで (現行のとおり)					1 から 4 まで (略)				
5 改正年月日 令和3年4月1日					5 改正年月日 令和2年4月1日				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1 から 9 まで	(現行のとおり)				1 から 9 まで	(略)			
10	9 人委任 第 224 号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について			10	9 人委任 第 224 号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について	免除する	免除しない
		ア 妊娠中の休憩に関する措置に係るもの 妊娠中の職員で、医師又は助産師の指導により休養又は補食の必要があるとされた場合	免除する	免除する			11 から 13 まで	(略)	
		イ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に係るもの 妊娠中及び出産後1年を経過していない職員で、医師又は助産師の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合	免除する	免除する ただし、他の規定により勤務しないことを承認している時間との合計が、1日に4時間を超えない場合で、その範囲内で承認されたものに限る					
11 から 13 まで	(現行のとおり)								

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和3年4月1日					5 改正年月日 令和2年4月1日				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額
1 から 9 まで	(現行のとおり)				1 から 9 まで	(略)			
10	9 人委任 第 224 号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について			10	9 人委任 第 224 号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について	免除する	免除しない
		ア 妊娠中の休憩に関する措置に係るもの 妊娠中の職員で、医師又は助産師の指導により休養又は補食の必要があるとされた場合	免除する	免除する			11から 13まで	(略)	
		イ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に係るもの 妊娠中及び出産後1年を経過していない職員で、医師又は助産師の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合	免除する	免除する ただし、他の規定により勤務しないことを承認している時間との合計が、1日に4時間を超えない場合で、その範囲内で承認されたものに限る					
11から 13まで	(現行のとおり)								

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和3年4月1日					5 改正年月日 令和2年4月1日				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額
1 から 4 まで	(現行のとおり)				1 から 4 まで	(略)			
5	9 人委任 第 224 号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について			5	9 人委任 第 224 号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について	<u>免除する</u>	<u>免除しない</u>
		ア 妊娠中の休憩に関する措置に係るもの 妊娠中の職員で、医師又は助産師の指導により休養又は補食の必要があるとされた場合	<u>免除する</u>	<u>免除する</u>			6	(略)	
5	9 人委任 第 224 号	イ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に係るもの 妊娠中及び出産後1年を経過していない職員で、医師又は助産師の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合	<u>免除する</u>	<u>免除する</u> ただし、他の規定により勤務しないことを承認している時間との合計が、1日に4時間を超えない場合で、その範囲内で承認されたものに限る	6	(略)			
		6	(現行のとおり)				(略)		

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和3年4月1日					5 改正年月日 令和2年4月1日				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額
1 から 6 まで	(現行のとおり)				1 から 6 まで	(略)			
7	9人委任 第224号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について			7	9人委任 第224号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について	免除する	免除しない
		ア 妊娠中の休憩に関する措置に係るもの 妊娠中の職員で、医師又は助産師の指導により休養又は補食の必要があるとされた場合	免除する	免除する			8及び9	(略)	
8及び9		イ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に係るもの 妊娠中及び出産後1年を経過していない職員で、医師又は助産師の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合	免除する	免除する ただし、他の規定により勤務しないことを承認している時間との合計が、1日に4時間を超えない場合で、その範囲内で承認されたものに限る					
		(現行のとおり)							

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改正案					現行				
1から4まで（現行のとおり）					1から4まで（略）				
5 改正年月日 令和3年4月1日					5 改正年月日 令和2年4月1日				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1から7まで		(現行のとおり)			1から7まで		(略)		
		(削除)			8	49人委第1119号	東京都職員共済組合の議員選挙の実施に伴う職員の職務専念義務の免除及び給与減額免除の取扱いについて	免除しない	免除しない
8	54人委第716号	学校教育法に規定する高等学校の定時制の課程における修学旅行に参加する職員の勤務免除の特例について	免除しない	免除しない	9	54人委第716号	学校教育法に規定する高等学校の定時制の課程における修学旅行に参加する職員の勤務免除の特例について	免除しない	免除しない
9	56人委第1103号	都立高等学校入学者選抜のための学力検査の事務に従事する職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	10	56人委第1103号	都立高等学校入学者選抜のための学力検査の事務に従事する職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない
10	61人委任第174号	都立特別支援学校就学及び入学相談の事務に従事する職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	11	61人委任第174号	都立特別支援学校就学及び入学相談の事務に従事する職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない
11	62人委任第118号	東京都教育委員会が実施する選考等において面接委員、選考係員又は採点委員等の事務に従事する職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	12	62人委任第118号	東京都教育委員会が実施する選考等において面接委員、選考係員又は採点委員等の事務に従事する職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない

12	62人委任 第222号	都立学校及び区立学校に勤務する教育公務員が職務と関連する個人の学識経験に基づいて所属地方公共団体の他の事務に従事する場合の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	13	62人委任 第222号	都立学校及び区立学校に勤務する教育公務員が職務と関連する個人の学識経験に基づいて所属地方公共団体の他の事務に従事する場合の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない
13	4人委任 第235号	骨髄等の提供及び献血に係る職員の職務専念義務の免除等について	免除する	免除しない	14	4人委任 第235号	骨髄等の提供及び献血に係る職員の職務専念義務の免除等について	免除する	免除しない
14	6人委任 第239号	勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除について	免除しない	免除しない	15	6人委任 第239号	勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除について	免除しない	免除しない
15	7人委任 第196号	東京都職員互助協議会の役員に選任された職員の職務に専念する義務の免除及び給与減額免除の取扱いについて	免除しない	免除しない	16	7人委任 第196号	東京都職員互助協議会の役員に選任された職員の職務に専念する義務の免除及び給与減額免除の取扱いについて	免除しない	免除しない
16	7人委任 第226号	人間ドックの受診に係る職員の職務専念義務の免除及び給与減額の免除について	免除しない	免除しない	17	7人委任 第226号	人間ドックの受診に係る職員の職務専念義務の免除及び給与減額の免除について	免除しない	免除しない
17	9人委任 第224号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について			18	9人委任 第224号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について	免除する	免除しない
		ア 妊娠中の休憩に関する措置に係るもの 妊娠中の職員で、医師又は助産師の指導により休養又は補食の必要があるとされた場合	免除する	免除する					
		イ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に係るもの 妊娠中及び出産後1年を経過していない職員で、医師又は助産師の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合	免除する	免除する ただし、他の規定により勤務しないことを承認している時間との合計が、1日に4					

				時間を超えない場合で、その範囲内で承認されたものに限る。					
<u>18</u>	13人委任第107号	再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	<u>19</u>	13人委任第107号	再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない
<u>19</u>	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき以下の所定勤務日数に応じた日数の範囲内とし、月4日未満又は年48日未満の場合は免除しない。 ア 週4日以上、月15日以上又は年169日以上の場合 23日 イ 週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日までの場合 12日 ウ 週2日、月7日から10日まで又は年73日から120日までの場合 7日 エ 週1日、月	免除しない	<u>20</u>	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき以下の所定勤務日数に応じた日数の範囲内とし、月4日未満又は年48日未満の場合は免除しない。 ア 週4日以上、月15日以上又は年169日以上の場合 23日 イ 週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日までの場合 12日 ウ 週2日、月7日から10日まで又は年73日から120日までの場合 7日 エ 週1日、月	免除しない

			4日から6日 まで又は 年48日から 72日までの 場合 2日				4日から6日 まで又は 年48日から 72日までの 場合 2日	
<u>20</u>	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に選 手等として参加する職員の職務専念 義務の免除及び給与の取扱いについ て	免除しない	免除しない	<u>21</u>	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に選 手等として参加する職員の職務専念 義務の免除及び給与の取扱いについ て	免除しない 免除しない

「時間講師及び日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和3年4月1日					5 改正年月日 令和2年4月1日				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額
1 から 7 まで		(現行のとおり)			1 から 7 まで		(略)		
		(削除)			<u>8</u>	<u>49人委 第1119号</u>	<u>東京都職員共済組合の議員選挙の実施に伴う職員の職務専念義務の免除及び給与減額免除の取扱いについて</u>	<u>免除しない</u>	<u>免除しない</u>
<u>8</u>	54人委 第716号	学校教育法に規定する高等学校の定時制の課程における修学旅行に参加する職員の勤務免除の特例について	免除しない	免除しない	<u>9</u>	54人委 第716号	学校教育法に規定する高等学校の定時制の課程における修学旅行に参加する職員の勤務免除の特例について	免除しない	免除しない
<u>9</u>	56人委 第1103号	都立高等学校入学者選抜のための学力検査の事務に従事する職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	<u>10</u>	56人委 第1103号	都立高等学校入学者選抜のための学力検査の事務に従事する職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない
<u>10</u>	61人委任 第174号	都立特別支援学校就学及び入学相談の事務に従事する職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	<u>11</u>	61人委任 第174号	都立特別支援学校就学及び入学相談の事務に従事する職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない
<u>11</u>	62人委任 第118号	東京都教育委員会が実施する選考等において面接委員、選考係員又は採点委員等の事務に従事する職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	<u>12</u>	62人委任 第118号	東京都教育委員会が実施する選考等において面接委員、選考係員又は採点委員等の事務に従事する職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない

12	62人委任 第222号	都立学校及び区立学校に勤務する教育公務員が職務と関連する個人の学識経験に基づいて所属地方公共団体の他の事務に従事する場合の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	13	62人委任 第222号	都立学校及び区立学校に勤務する教育公務員が職務と関連する個人の学識経験に基づいて所属地方公共団体の他の事務に従事する場合の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない
13	4人委任 第235号	骨髄等の提供及び献血に係る職員の職務専念義務の免除等について	免除する	免除しない	14	4人委任 第235号	骨髄等の提供及び献血に係る職員の職務専念義務の免除等について	免除する	免除しない
14	6人委任 第239号	勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除について	免除しない	免除しない	15	6人委任 第239号	勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除について	免除しない	免除しない
15	7人委任 第196号	東京都職員互助協議会の役員に選任された職員の職務に専念する義務の免除及び給与減額免除の取扱いについて	免除しない	免除しない	16	7人委任 第196号	東京都職員互助協議会の役員に選任された職員の職務に専念する義務の免除及び給与減額免除の取扱いについて	免除しない	免除しない
16	7人委任 第226号	人間ドックの受診に係る職員の職務専念義務の免除及び給与減額の免除について	免除しない	免除しない	17	7人委任 第226号	人間ドックの受診に係る職員の職務専念義務の免除及び給与減額の免除について	免除しない	免除しない
17	9人委任 第224号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について			18	9人委任 第224号	妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について	免除する	免除しない
		ア 妊娠中の休憩に関する措置に係るもの 妊娠中の職員で、医師又は助産師の指導により休養又は補食の必要があるとされた場合	免除する	免除する					
		イ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に係るもの 妊娠中及び出産後1年を経過していない職員で、医師又は助産師の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合	免除する	免除する ただし、他の規定により勤務しないことを承認している時間との合計が、1日					

				に4時間を 超えない場 合で、その 範囲内で承 認されたも のに限る。																																			
18	13人委任 第107号	再任用職員の採用（更新）選考を受 験する場合の職員の服務及び給与 の取扱いについて	免除しない	免除しない	19	13人委任 第107号	再任用職員の採用（更新）選考を受 験する場合の職員の服務及び給与 の取扱いについて	免除しない	免除しない																														
19	18人委任 第163号	職員団体の活動に従事する職員の 職務専念義務の免除について	免除する ただし、以下の日 数の範囲内とす る。 ア 時間講師 一年度につき所 定の勤務日数又は 任用期間中の勤務 日数に応じて、下 表のとおりとす る。 ただし、複数の 学校に勤務してい る時間講師の承認 期間は、一年度に つき、合算して、 暦日で23日を超 えることができな い。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所定の勤務日数 (4年度以上の更新より3日未満 で付与される場合)</th> <th>任用期間中の勤務日数 (3年度以内の任用期間の場合)</th> <th>免除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満4日以上</td> <td>100日以上</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td>満3日</td> <td>121日から100日まで</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>満2日</td> <td>71日から120日まで</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>満1日</td> <td>40日から70日まで</td> <td>2日</td> </tr> </tbody> </table> イ 日勤講師 一年度につき 23日	所定の勤務日数 (4年度以上の更新より3日未満 で付与される場合)	任用期間中の勤務日数 (3年度以内の任用期間の場合)	免除期間	満4日以上	100日以上	20日	満3日	121日から100日まで	12日	満2日	71日から120日まで	7日	満1日	40日から70日まで	2日	免除しない	20	18人委任 第163号	職員団体の活動に従事する職員の 職務専念義務の免除について	免除する ただし、以下の日 数の範囲内とす る。 ア 時間講師 一年度につき所 定の勤務日数又は 任用期間中の勤務 日数に応じて、下 表のとおりとす る。 ただし、複数の 学校に勤務してい る時間講師の承認 期間は、一年度に つき、合算して、 暦日で23日を超 えることができな い。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所定の勤務日数 (4年度以上の更新より3日未満 で付与される場合)</th> <th>任用期間中の勤務日数 (3年度以内の任用期間の場合)</th> <th>免除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満4日以上</td> <td>100日以上</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td>満3日</td> <td>121日から100日まで</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>満2日</td> <td>71日から120日まで</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>満1日</td> <td>40日から70日まで</td> <td>2日</td> </tr> </tbody> </table> イ 日勤講師 一年度につき 23日	所定の勤務日数 (4年度以上の更新より3日未満 で付与される場合)	任用期間中の勤務日数 (3年度以内の任用期間の場合)	免除期間	満4日以上	100日以上	20日	満3日	121日から100日まで	12日	満2日	71日から120日まで	7日	満1日	40日から70日まで	2日	免除しない
所定の勤務日数 (4年度以上の更新より3日未満 で付与される場合)	任用期間中の勤務日数 (3年度以内の任用期間の場合)	免除期間																																					
満4日以上	100日以上	20日																																					
満3日	121日から100日まで	12日																																					
満2日	71日から120日まで	7日																																					
満1日	40日から70日まで	2日																																					
所定の勤務日数 (4年度以上の更新より3日未満 で付与される場合)	任用期間中の勤務日数 (3年度以内の任用期間の場合)	免除期間																																					
満4日以上	100日以上	20日																																					
満3日	121日から100日まで	12日																																					
満2日	71日から120日まで	7日																																					
満1日	40日から70日まで	2日																																					

20	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に 選手等として参加する職員の職務 専念義務の免除及び給与の取扱い について	免除しない	免除しない	21	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に 選手等として参加する職員の職務 専念義務の免除及び給与の取扱い について	免除しない	免除しない
----	---------------	--	-------	-------	----	---------------	--	-------	-------

規則等改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）（5頁）
- 3 会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（10頁）
- 4 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（11頁）
- 5 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（12頁）
- 6 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（14頁）
- 7 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（15頁）
- 8 管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則（18頁）
- 9 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（19頁）
- 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（20頁）
- 11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（21頁）
- 12 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（22頁）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第二号） 新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第二十五条まで（現行のとおり）
別表第一から別表第七まで（現行のとおり）

第一条から第二十五条まで（並）
別表第一から別表第七まで（並）

別表第8 昇格時職務区分別号給表（第20条関係）

別表第8 昇格時職務区分別号給表（第20条関係）

イ 行政職給料表（一） 5級昇格時職務区分別号給表

イ 行政職給料表（一） 5級昇格時職務区分別号給表

職務区分	昇格の日における職		昇格後の号給
	機関又は組織の名称	職	
本庁	東京都民安全推進本部	総合推進部長	(現行のとおり)
		総合推進部長	
一	東京都住宅政策本部から東京都議会議会局まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
		部の部長（職務区分一に規定するものを除く。）、 主席監察員、政策企画局 秘書事務担当部長、政策 企画局特区推進担当部長 及び総務局労務担当部長 オリエンティック・パラリン ピック準備局局務担当部 長のうち、派遣条例第2 条の規定に基づき派遣を	
二	本庁	(現行のとおり)	(現行のとおり)

職務区分	昇格の日における職		昇格後の号給
	機関又は組織の名称	職	
本庁	東京都民安全推進本部	総合推進部長	(略)
		戦略事業部長	
一	東京都住宅政策本部から東京都議会議会局まで	戦略事業部長	(略)
		部の部長（職務区分一に規定するものを除く。）、 主席監察員、政策企画局 秘書事務担当部長及び 総務局労務担当部長 オリエンティック・パラリン ピック準備局局務担当 部長のうち、派遣条例第 2条の規定に基づき派 遣をされており、かつ、	
二	本庁	(略)	(略)

	<p>されており、かつ、極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの</p>	
東京都都民安全推進本部		
東京都住宅政策本部	部の部長（職務区分一に	
東京都病院経営本部（都立病院を除く。）	規定するものを除く。）	
東京都中央卸売市場		
東京都職員共済組合事務局		
東京都職員災害補償基金東京支部から東京都議会議会局まで	（現行のとおり）	
本庁	（現行のとおり）	
東京都都民安全推進本部		
東京都住宅政策本部	担当部長（職務区分四に	（現行の
東京都病院経営本部（都立病院を除く。）	規定するもの及び別に定め	（現行の
東京都中央卸売市場	めるものを除く。）	
東京都職員共済組合事務局		
東京都教育庁		

	<p>極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの</p>	
東京都都民安全推進本部		
東京都戦略政策情報推進本部	部の部長（職務区分一に	
東京都住宅政策本部	規定するものを除く。）	
東京都病院経営本部（都立病院を除く。）	及び東京都戦略政策情報推進本部特区推進担当部長	
東京都中央卸売市場		
東京都職員共済組合事務局		
東京都職員災害補償基金東京支部から東京都議会議会局まで	（略）	
本庁	（略）	
東京都都民安全推進本部		
東京都戦略政策情報推進本部	担当部長（職務区分二に	
東京都住宅政策本部	規定するもの、職務区分	（略）
東京都病院経営本部（都立病院を除く。）	四に規定するもの及び別に定めるものを除く。）	
東京都中央卸売市場		
東京都職員共済組合事務局		
東京都教育庁		

	警視庁本部から東京都議会 議会議局まで	(現行のとおり)	
四	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行の とおり)

ロ 公安職給料表 8 級昇格時職務区分別号給表 (現行のとおり)

	警視庁本部から東京都議会 議会議局まで	(略)	
四	(略)	(略)	(略)

ロ 公安職給料表 8 級昇格時職務区分別号給表 (略)

改正案

現行

第一条から第四条まで
（現行のとおり）
別表第一（第二条関係）

第一条から第四条まで
（略）
別表第一（第二条関係）

組織の区分	職	特別調整額の区分
本庁	（現行のとおり）	（現行のとおり）
本庁行政機関及び地方行政機関	（現行のとおり） （現行のとおり） （現行のとおり）	（現行のとおり） （現行のとおり） （現行のとおり）
	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	担当部長（都民安全推進本部、住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）、病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）、及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当部長を除き、職層名専門参事の職に限る。） 参事研究員 部長監察医 保健所の所長 心身障害者福祉センターの次長 北療育医療センター及び府中療育センターの部長 総合精神保健福祉センターの副所長 健康安全研究センターの部長（企画調整部長及び広域監視部長を除く。）及び精度管理室長 都立病院の部長（看護部長を除く。）	

組織の区分	職	特別調整額の区分
本庁	（略）	（略）
本庁行政機関及び地方行政機関	（略） （略）	（略） （略）
	（略）	（略）
	担当部長（都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）、病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）、及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当部長を除き、職層名専門参事の職に限る。） 参事研究員 部長監察医 保健所の所長 心身障害者福祉センターの次長 北療育医療センター及び府中療育センターの部長 総合精神保健福祉センターの副所長 健康安全研究センターの部長（企画調整部長及び広域監視部長を除く。）及び精度管理室長 都立病院の部長（看護部長を除く。）	（略）

改正案

現行

<p>(現行のとおり)</p>	<p>都民安全推進本部、住宅政策本部、病院経営本部及び中央卸売市場の総務課長</p>	<p>(現行のとおり)</p>	<p>都民安全推進本部の課長（総務課長を除く。） 住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）の課長（総務課長を除く。）及び担当課長（職層名専門副参事の職に限る。） 中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 医長、監察医長、地域援助医長及び医療審査医長 保健所の保健対策課長、歯科保健担当課長及び出張所副所長 児童相談センターの治療指導課長 北療育医療センター城南分園及び城北分園の園長 総合精神保健福祉センターの科長及び課長 精神保健福祉センターの所長 健康安全研究センターの科長、健康危機管理情報課長、疫学情報担当課長及び精度管理室副室長</p>	<p>(現行のとおり)</p>
-----------------	--	-----------------	--	-----------------

<p>(略)</p>	<p>都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部、病院経営本部及び中央卸売市場の総務課長</p>	<p>(略)</p>	<p>都民安全推進本部の課長（総務課長を除く。） 戦略政策情報推進本部の課長（総務課長を除く。） 住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）の課長（総務課長を除く。）及び担当課長（職層名専門副参事の職に限る。） 中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 医長、監察医長、地域援助医長及び医療審査医長 保健所の保健対策課長、歯科保健担当課長及び出張所副所長 児童相談センターの治療指導課長 北療育医療センター城南分園及び城北分園の園長 総合精神保健福祉センターの科長及び課長 精神保健福祉センターの所長 健康安全研究センターの科長、健康危機管理情報課長、疫学情報担当課長及び精度管理室副室長</p>	<p>(略)</p>
------------	---	------------	--	------------

改正案

都民安全推進本部の担当課長
住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）の担当課長
病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）の担当課長
（職層名専門副参事の職を除く。）
中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当課長
健康安全研究センターの副参事研究員

（現行のとおり）

（現行のとおり）

課長（都民安全推進本部、住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）、病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長、保健所の保健対策課長、児童相談センターの治療指導課長、総合精神保健福祉センターの課長及び健康安全研究センターの健康危機管理情報課長を除く。）
担当課長（都民安全推進本部、住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）、病院経営本部及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当課長（病院経営本部については、経営企画部若しくはサービス推進部に所属する者又は職層名専門副参事の職に限る。）、保健所の歯科保健担当課長及び健康安全研究センターの疫学情報担当課長を除く。）
副参事研究員（健康安全研究セン

現行

都民安全推進本部の担当課長
戦略政策情報推進本部の担当課長
住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）の担当課長
病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）の担当課長
（職層名専門副参事の職を除く。）
中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当課長
健康安全研究センターの副参事研究員

（略）

（略）

課長（都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）、病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長、保健所の保健対策課長、児童相談センターの治療指導課長、総合精神保健福祉センターの課長及び健康安全研究センターの健康危機管理情報課長を除く。）
担当課長（都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）、病院経営本部及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当課長（病院経営本部については、経営企画部若しくはサービス推進部に所属する者又は職層名専門副参事の職に限る。）、保健所の歯科保健担当課長及び健康安全研究センターの疫学情報担当課長を除く。）
副参事研究員（健康安全研究セン

改正案	現行
<p>ターの副参事研究員を除く。） 技師長及び看護担当科長 分課である事業所の長（職層名副参事の職に限る。） 当該事業所の長が課長相当職とされている事業所の長（職層名副参事の職に限る。） 副所長（総合精神保健福祉センターの副所長及び職層名副参事の職を除く。） 副園長（職層名副参事の職を除く。） 副場長（職層名副参事の職を除く。） 監察医務院、北療育医療センター及び府中療育センターの科長 府中療育センターの地域療育支援担当科長 監察医務院及び総合精神保健福祉センターの事務長 看護専門学校の副校長 北療育医療センター城南分園及び城北分園の次長 北療育医療センター及び府中療育センターの事務次長 神経病院の事務局次長 都立病院の科長 皮革技術センターの所長（職層名専門参事の職を除く。） 島しょ農林水産総合センターの室長及び事業所長（三宅事業所長を除く。） 中央・城北職業能力開発センターの再就職促進訓練室長</p>	<p>ターの副参事研究員を除く。） 技師長及び看護担当科長 分課である事業所の長（職層名副参事の職に限る。） 当該事業所の長が課長相当職とされている事業所の長（職層名副参事の職に限る。） 副所長（総合精神保健福祉センターの副所長及び職層名副参事の職を除く。） 副園長（職層名副参事の職を除く。） 副場長（職層名副参事の職を除く。） 監察医務院、北療育医療センター及び府中療育センターの科長 府中療育センターの地域療育支援担当科長 監察医務院及び総合精神保健福祉センターの事務長 看護専門学校の副校長 北療育医療センター城南分園及び城北分園の次長 北療育医療センター及び府中療育センターの事務次長 神経病院の事務局次長 都立病院の科長 皮革技術センターの所長（職層名専門参事の職を除く。） 島しょ農林水産総合センターの室長及び事業所長（三宅事業所長を除く。） 中央・城北職業能力開発センターの再就職促進訓練室長</p>

別表第二及び別表第三 (現行のとおり)	東京都収用 委員会事務 局から地方 公務員災害 補償基金東 京都支部ま で	(現行のとおり)	(現行のとおり)	改 正 案
		(現行のとおり)	(現行のとおり)	
別表第二及び別表第三 (略)	東京都収用 委員会事務 局から地方 公務員災害 補償基金東 京都支部ま で	(略)	(略)	現 行
		(略)	(略)	

会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）		改正案	新旧対照表（抄）
<p>第一条（現行のとおり） （定義）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 局長 東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）第九条第一項に規定する局長並びに都民安全推進本部長、住宅政策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。</p> <p>第三条から第六条まで（現行のとおり）</p> <p>別表（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 局長 東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）<u>第九条第一項に規定する局長並びに都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。</u></p> <p>第三条から第六条まで（略）</p> <p>別表（略）</p>	現行	

改正案	現行
<p>第一条から第五条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1（現行のとおり） （防疫等業務手当に関する措置）</p> <p>2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第●●号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号。以下「改正後の条例」という。）附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第六条第二項の規定により規則で定める額は、別表3の部(1)の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師（准看護師を含む。）その他の職員（総務局長が指定する者に限る。）が、新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に係る患者の治療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの（総務局長が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 日額又は一勤務 <u>五千円</u></p> <p>二 職員（前号に規定する職員を除く。）が、新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて総務局長が指定するものに従事したとき。 日額又は一勤務 <u>三千円</u></p> <p>3から5まで（現行のとおり）</p> <p>別表（第二条関係）（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第五条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略） （防疫等業務手当に関する措置）</p> <p>2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第六十二号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号。以下「改正後の条例」という。）附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第六条第二項の規定により規則で定める額は、別表3の部(1)の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師（准看護師を含む。）その他の職員（総務局長が指定する者に限る。）が、新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に係る患者の治療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの（総務局長が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 日額又は一勤務 <u>三千円</u></p> <p>二 職員（前号に規定する職員を除く。）が、新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて総務局長が指定するものに従事したとき。 日額又は一勤務 <u>二千円</u></p> <p>3から5まで（略）</p> <p>別表（第二条関係）（略）</p>

改正案

第一条から第五条まで（現行のとおり）

附則

1から4まで（現行のとおり）

5（現行のとおり）

- 一 新型コロナウイルス感染症の感染者若しくはその疑いがある者（以下この項において「感染者等」という。）に接触して行う業務又は感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他これに準ずるもの（警視総監が指定するものに限る。）に従事した職員（従事した日一日につき五千円）
 - 二 感染者等に対して行う業務（警視総監が指定するものに限る。）に従事した職員又は新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの（警視総監が指定するものに限る。）に接触する業務に従事した職員（前号に規定する職員を除く。）に従事した日一日につき三千円
- 6 前項の規定は、東京都職員の特種勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）附則第四項に規定する規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった爆発物等処理手当て、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

別表（第二条関係）

番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
1	捜査等業務手当	(1)ア（現行のとおり） イ 犯罪の捜査、取締り、現場鑑識又は警護に従事した交通執行課、交通捜査課、駐車対策課、警備第二課、警護課、公安総務課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、外事第一課、外事第二課、外事第三課、外事第四課、刑事総務	(現行のとおり) (現行のとおり)	(現行のとおり) (現行のとおり)

現行

第一条から第五条まで（略）

附則

1から4まで（略）

5（略）

- 一 新型コロナウイルス感染症の感染者若しくはその疑いがある者（以下この項において「感染者等」という。）に接触して行う業務又は感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他これに準ずるもの（警視総監が指定するものに限る。）に従事した職員（従事した日一日につき三千円）
 - 二 感染者等に対して行う業務（警視総監が指定するものに限る。）に従事した職員又は新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの（警視総監が指定するものに限る。）に接触する業務に従事した職員（前号に規定する職員を除く。）に従事した日一日につき二千円
- 6 前項の規定は、東京都職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第六十二号）による改正後の東京都職員の特種勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）附則第四項に規定する規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった爆発物等処理手当て、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

別表（第二条関係）

番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
1	捜査等業務手当	(1)ア（略） イ 犯罪の捜査、取締り、現場鑑識又は警護に従事した交通執行課、交通捜査課、駐車対策課、警備第二課、警護課、公安総務課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、外事第一課、外事第二課、外事第三課、刑事総務課、捜査第一	(略)	(略)

2 か 24 まで	(現行の とおり)	(現行の とおり) (2)から(5)まで (現行の とおり) ウからオまで (現行の とおり) (管理職員を除く。)			課、捜査第一課、 捜査第二課、捜査 第三課、捜査共助 課、鑑識課、生活 安全総務課、生活 安全総務課、生活 環境課、保安課、少年 育成課、少年事件 課、サイバー犯罪 対策課、組織犯罪 対策総務課、警視 庁高速道路交通警 察隊、警視庁鉄道 警察隊、警視庁サ イバー攻撃対策セ ンター、警視庁公 安機動捜査隊、警 視庁捜査支援分析 センター、警視庁 機動捜査隊、警視 庁生活安全特別捜 査隊又は警察署に 所属する職員(管 理職員を除く。)	(現行の とおり) (現行の とおり) (現行の とおり)	(現行の とおり) (現行の とおり) (現行の とおり)
2 か 24 まで	(略)	(略) (2)から(5)まで (略) ウからオまで (略) (管理職員を除く。)			課、捜査第二課、 捜査第三課、捜査 共助課、鑑識課、 生活安全総務課、 生活環境課、保安 課、少年育成課、 少年事件課、サイ バー犯罪対策課、 組織犯罪対策総務 課、警視庁高速道 路交通警察隊、警 視庁鉄道警察隊、 警視庁サイバー攻 撃対策センター、 警視庁公安機動捜 査隊、警視庁捜査 支援分析センター、 警視庁機動捜査 隊、警視庁生活安 全特別捜査隊又は 警察署に所属する 職員(管理職員を 除く。)	(略) (略) (略)	(略) (略) (略)

改正後	現行
<p>第一条から第四条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1から4まで（現行のとおり）</p> <p>5（現行のとおり）</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接触して行う消防活動に従事した職員 従事した日一日につき五千円</p> <p>二 前号の消防活動に関連する業務として消防総監が指定するものに従事した職員又は新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの（消防総監が指定するものに限る。）に接触する業務に従事した職員（前号に規定する職員を除く。） 従事した日一日につき三千円</p> <p>6 前項の規定は、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）附則第四項に規定する規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった出勤手当で、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。</p> <p>別表（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第四条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接触して行う消防活動に従事した職員 従事した日一日につき三千円</p> <p>二 前号の消防活動に関連する業務として消防総監が指定するものに従事した職員又は新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの（消防総監が指定するものに限る。）に接触する業務に従事した職員（前号に規定する職員を除く。） 従事した日一日につき二千円</p> <p>6 前項の規定は、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第六十二号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）附則第四項に規定する規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった出勤手当で、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。</p> <p>別表（略）</p>

改正案

現行

<p>第一条から第十四条まで（現行のとおり） （報酬の減額免除等） 第十五条（現行のとおり）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、次に掲げる場合は、会計年度任用職員に対する第一種報酬の減額を免除するものとする。</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により母子保健健診休暇を承認されている場合</p> <p>三 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により妊婦通勤時間を承認されている場合</p> <p>四から六まで（現行のとおり）</p> <p>3から5まで（現行のとおり） 第十六条から第十八条まで（現行のとおり） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間） 第十九条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号）第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間（第十五条第二項第六号に掲げる場合若しくは職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（昭和四十六年東京都訓令甲第六十八号）第四条の規定に基づく適用基準のうち総務局長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。） 十割</p> <p>四から六まで（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり） 第二十条から第二十四条まで（現行のとおり） 附則</p> <p>1（現行のとおり） （第一種報酬の特例）</p>	<p>第一条から第十四条まで（略） （報酬の減額免除等） 第十五条（略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる場合は、会計年度任用職員に対する第一種報酬の減額を免除するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二から四まで（略）</p> <p>3から5まで（略） 第十六条から第十八条まで（略） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号）第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間（第十五条第二項第四号に掲げる場合若しくは職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（昭和四十六年東京都訓令甲第六十八号）第四条の規定に基づく適用基準のうち総務局長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。） 十割</p> <p>四から六まで（略）</p> <p>3（略） 第二十条から第二十四条まで（略） 附則</p> <p>1（略） （第一種報酬の特例）</p>
---	---

2 (現行のとおり)

一 福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師(准看護師を含む)。その他の職員(任命権者が指定する者に限る。)が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下この項において同じ。)に係る患者の治療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの(任命権者が指定するものに限る。)に接触する業務に従事したとき。 日額又は一勤務 五千元

二 職員(前号及び次号から第五号までに規定する者、東京都教育委員会職員並びに学校職員を除く。)が、新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて任命権者が指定するものに従事したとき。 日額又は一勤務 三千元

三 職員であつて、警視庁職員であるものが、新型コロナウイルス感染症の感染者若しくはその疑いがある者(以下この項において「感染者等」という。)に接触して行う業務又は感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他これに準ずるもの(任命権者が指定するものに限る。)に従事したとき。 日額 五千元

四 職員であつて、警視庁職員であるものが、感染者等に対して行う業務(任命権者が指定するものに限る。)に従事したとき又は新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの(任命権者が指定するものに限る。)に接触する業務に従事したとき(前号に規定する場合を除く。)。 日額 三千元

五 職員であつて、東京消防庁職員であるものが、新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの(任命権者が指定するものに限る。)に接触する業務に従事したとき。 日額 三千元

3及び4 (現行のとおり)

5 前三項の規定は、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第十二号)附則第四項に規定する規則で定める日(以下「失効する日」という。)限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に附則第二項の規定により支給することとなった報酬で失効する日以後に支給するもの及び附則第三項の支給日が属する支給期間に係る期末手当については、前三項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

2 (略)

一 福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師(准看護師を含む)。その他の職員(任命権者が指定する者に限る。)が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下この項において同じ。)に係る患者の治療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの(任命権者が指定するものに限る。)に接触する業務に従事したとき。 日額又は一勤務 三千元

二 職員(前号及び次号から第五号までに規定する者、東京都教育委員会職員並びに学校職員を除く。)が、新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて任命権者が指定するものに従事したとき。 日額又は一勤務 二千元

三 職員であつて、警視庁職員であるものが、新型コロナウイルス感染症の感染者若しくはその疑いがある者(以下この項において「感染者等」という。)に接触して行う業務又は感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他これに準ずるもの(任命権者が指定するものに限る。)に従事したとき。 日額 三千元

四 職員であつて、警視庁職員であるものが、感染者等に対して行う業務(任命権者が指定するものに限る。)に従事したとき又は新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの(任命権者が指定するものに限る。)に接触する業務に従事したとき(前号に規定する場合を除く。)。 日額 二千元

五 職員であつて、東京消防庁職員であるものが、新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの(任命権者が指定するものに限る。)に接触する業務に従事したとき。 日額 二千元

3及び4 (略)

5 前三項の規定は、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(令和二年東京都条例第六十二号)による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第十二号)附則第四項に規定する規則で定める日(以下「失効する日」という。)限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に附則第二項の規定により支給することとなった報酬で失効する日以後に支給するもの及び附則第三項の支給日が属する支給期間

別表第一及び別表第二
(現行のとおり)

に係る期末手当については、前三項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。
別表第一及び別表第二 (略)

改正案

現行

第一条から第五条まで (現行のとおり)	第一条から第五条まで (略)																														
別表第一(第二条関係)	別表第一(第二条関係)																														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1133 224 1220 582"> 学校区分 区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校 都立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 </td> <td data-bbox="1133 582 1220 952"> 支給範囲 (現行のとおり) </td> <td data-bbox="1133 952 1220 1131"> 管理職手当の区分 (現行のとおり) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1029 224 1133 582"> (現行のとおり) </td> <td data-bbox="1029 582 1133 952"> (現行のとおり) </td> <td data-bbox="1029 952 1133 1131"> (現行のとおり) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 224 1029 582"> (現行のとおり) </td> <td data-bbox="925 582 1029 952"> (現行のとおり) </td> <td data-bbox="925 952 1029 1131"> (現行のとおり) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 224 925 582"> (現行のとおり) </td> <td data-bbox="821 582 925 952"> (現行のとおり) </td> <td data-bbox="821 952 925 1131"> (現行のとおり) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="718 224 821 582"> (現行のとおり) </td> <td data-bbox="718 582 821 952"> (現行のとおり) </td> <td data-bbox="718 952 821 1131"> (現行のとおり) </td> </tr> </table>	学校区分 区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校 都立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	支給範囲 (現行のとおり)	管理職手当の区分 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1133 1164 1220 1523"> 学校区分 区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校 都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 </td> <td data-bbox="1133 1523 1220 1892"> 支給範囲 (略) </td> <td data-bbox="1133 1892 1220 2065"> 管理職手当の区分 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1029 1164 1133 1523"> (略) </td> <td data-bbox="1029 1523 1133 1892"> (略) </td> <td data-bbox="1029 1892 1133 2065"> (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 1164 1029 1523"> (略) </td> <td data-bbox="925 1523 1029 1892"> (略) </td> <td data-bbox="925 1892 1029 2065"> (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 1164 925 1523"> (略) </td> <td data-bbox="821 1523 925 1892"> (略) </td> <td data-bbox="821 1892 925 2065"> (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="718 1164 821 1523"> (略) </td> <td data-bbox="718 1523 821 1892"> (略) </td> <td data-bbox="718 1892 821 2065"> (略) </td> </tr> </table>	学校区分 区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校 都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	支給範囲 (略)	管理職手当の区分 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
学校区分 区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校 都立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	支給範囲 (現行のとおり)	管理職手当の区分 (現行のとおり)																													
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)																													
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)																													
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)																													
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)																													
学校区分 区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校 都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	支給範囲 (略)	管理職手当の区分 (略)																													
(略)	(略)	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													
別表第二及び別表第三 (現行のとおり)	別表第二及び別表第三 (略)																														

改正案

現行

別表第一（第二条関係）		第一条から第四条まで（現行のとおり）	
1から12まで	（現行のとおり）	支給範囲	（現行のとおり）
13	（現行のとおり）	支給範囲	（現行のとおり）
14から17まで	（現行のとおり）	支給範囲	（現行のとおり）

別表第一（第二条関係）		第一条から第四条まで（略）	
1から12まで	（略）	支給範囲	（略）
13	（略）	支給範囲	（略）
14から17まで	（略）	支給範囲	（略）

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、都立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する時間講師（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号。以下「条例」という。））</p> <p>第二条第一項に規定する時間講師をいう。以下同じ。）並びに東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が区市町村教育委員会の求めに応じて、当該区市町村教育委員会の所管する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校（幼稚部及び高等部を除く。以下同じ。）に勤務させるため派遣する時間講師に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 都立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に時間講師を置く。</p> <p>第三条から第三十四条まで (現行のとおり)</p> <p>別表第一から別表第三まで (現行のとおり)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する時間講師（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号。以下「条例」という。））</p> <p>第二条第一項に規定する時間講師をいう。以下同じ。）並びに東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が区市町村教育委員会の求めに応じて、当該区市町村教育委員会の所管する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校（幼稚部及び高等部を除く。以下同じ。）に勤務させるため派遣する時間講師に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に時間講師を置く。</p> <p>第三条から第三十四条まで (略)</p> <p>別表第一から別表第三まで (略)</p>

改正案

現行

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、都立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する日勤講師（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号。以下「条例」という。））</p> <p>第二条第二項に規定する日勤講師をいう。以下同じ。）並びに東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が区市町村教育委員会の求めに応じて、当該区市町村教育委員会の所管する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校（幼稚部及び高等部を除く。以下同じ。）に勤務させるため派遣する日勤講師に關し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 都立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に日勤講師を置く。</p> <p>第三条から第三十八条まで (現行のとおり)</p> <p>別表第一から別表第三まで (現行のとおり)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する日勤講師（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号。以下「条例」という。））</p> <p>第二条第二項に規定する日勤講師をいう。以下同じ。）並びに東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が区市町村教育委員会の求めに応じて、当該区市町村教育委員会の所管する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校（幼稚部及び高等部を除く。以下同じ。）に勤務させるため派遣する日勤講師に關し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に日勤講師を置く。</p> <p>第三条から第三十八条まで (略)</p> <p>別表第一から別表第三まで (略)</p>

改正案		現行	
へき地手当等に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十八号） 新旧対照表（抄）			
第一条から第九条まで（現行のとおり）		第一条から第九条まで（略）	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
へき地手当に関するへき地学校等の級別区分		へき地手当に関するへき地学校等の級別区分	
級別	学校名等	級別	学校名等
一級地	（現行のとおり）	一級地	（略）
二級地	（現行のとおり）	二級地	（略）
三級地	新島村立新島小学校から八丈町立三原小学校まで	三級地	新島村立新島小学校から八丈町立三原小学校まで
	（現行のとおり）		（略）
	新島村立新島中学校		新島村立新島中学校
	新島村本村四丁目十番十二号		新島村本村四丁目七番一号
	神津島村立神津中学校から都立神津高等学校まで		神津島村立神津中学校から都立神津高等学校まで
	（現行のとおり）		（略）
	都立八丈高等学校		都立八丈高等学校
	八丈町大賀郷三千二十番地		八丈町大賀郷三千二十番地
	都立青島特別支援学校八丈分教室		（新設）
	八丈町大賀郷三千二十番地		
	新島村本村学校給食共同調理所から八丈町給食センターまで		新島村本村学校給食共同調理所から八丈町給食センターまで
	（現行のとおり）		（略）
四級地	利島村立利島小学校	四級地	利島村立利島小学校
	利島村八十七番地		利島村十三番地
	新島村立式根島小学校及び三宅村立三宅小学校		新島村立式根島小学校及び三宅村立三宅小学校
	（現行のとおり）		（略）

利島村立利島中学校

利島村八十七番地

新島村立式根島中学校か
ら三宅村学校給食共同調
理場まで

(現行のとおり)

五級地 (現行のとおり)

別表第二から別表第四まで (現行のとおり)

利島村立利島中学校

利島村十三番地

新島村立式根島中学校か
ら三宅村学校給食共同調
理場まで

(略)

五級地 (略)

別表第二から別表第四まで (略)